

消費生活サポーター設置事業

1 事業の概要

消費者被害を防止するため、身近な地域や所属する団体・企業で消費生活に関するリーダーとして、情報を届けるなどの啓発や消費者教育をボランティアで活動する「消費生活サポーター」の募集、設置を行う。

2 消費生活サポーターの活動内容

- 地域や職場などでの自主的な情報提供や啓発活動
 - 消費者トラブルの相談窓口への誘導
 - 地域における消費者被害防止見守り活動への参加、協力
 - 県が主催する消費生活に関する講座・セミナー等への参加
- ※経験に応じて公民館活動など消費者教育等の講師としても活動

3 対象者

- 長野県内に居住する満 18 歳以上の者
- サポーター申出書及び誓約書を勤務先、大学、所属する団体、市町村の消費者行政担当課を経由して提出

4 養成講座の受講

- サポーター養成講座を 4 会場で開催し、受講した者を消費生活サポーターとして認定

開催日	時間	開催場所	開催日	時間	開催場所
H26/10/20(月)	10:30~15:30	上田市内	H26/10/24(金)	10:30~15:30	飯田市内
H26/10/30(木)	10:30~15:30	長野市内	H26/10/31(金)	10:30~15:30	松本市内

5 任期

- 平成 27 年 3 月末まで（ただし、辞退届の提出がない場合は、翌年度以降も自動的に更新）

6 募集状況

- 計画重点目標：消費生活サポーター 300 人登録（平成 29 年度までに）
- 申込者数(※)：135 名（平成 26 年 10 月 10 日現在） ※研修終了後サポーターに認定
募集期間：平成 26 年 8 月 25 日～9 月 17 日（ただし、期間後も随時受付中）

長野県消費生活サポーター設置要領

(目的)

第1条 消費者被害を防止するため、各地域・職域ごとに、消費生活に関するリーダーとして啓発や消費者教育などを担う消費生活サポーター(以下「サポーター」という。)を養成し、設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 各地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施
 - (2) 消費者トラブルの相談窓口への誘導
 - (3) 地域における消費者被害防止のための見守り活動への参加、協力
 - (4) 消費生活に関する講座・セミナー等への参加
 - (5) その他サポーターとして必要な活動
- 2 サポーターとしての経験等により、公民館活動等地域の集会及び職域等における消費生活講座等の講師として活動する。

(県の役割)

第3条 県は、サポーターとなる人材を積極的に養成するため、消費生活に関する養成講座及びセミナー等を開催するとともに、定期的に情報を提供するなど、その活動を支援する。

2 県は、市町村、公民館などが実施する地域活動、企業、大学等における消費者教育に必要と認められる場合には、サポーターとしての活動を要請する。

(サポーターの認定)

第4条 長野県内に居住する年齢満18歳以上でサポーターとしての活動を希望する者は、消費生活サポーター申出書(様式1)及び誓約書(様式2)に必要事項を記入し、居住する市町村長、又は勤務先等の長を経由して長野県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により消費生活サポーター申出書を提出した者の中から、指定された養成講座を受講した者をサポーターとして認定する。

3 知事は、認定したサポーターに係る情報(以下「登録者情報」という。)を、消費生活サポーター登録者名簿(様式3)に登載するとともに、サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長に通知し、認定証(様式4)を本人に交付する。

(登録者情報の変更)

第5条 サポーターは、前条の登録者情報に変更が生じた場合は、消費生活サポーター変更届(様式5)に必要事項を記載し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の届け出を受理した場合は、その内容を確認し、登録者情報を更新するものとする。

(登録者情報の削除)

第6条 サポーターが活動を停止するなどの理由により登録者情報の削除を希望する場合は、消費生活サポーター辞退届(様式6)を知事に提出し、認定証を返納するものとする。

2 知事は、前項の届け出を受理したときは、直ちに消費生活サポーター登録者名簿から登録者情報を削除しなければならない。

(任期)

第7条 サポーターの任期は、登録した日の属する年度の3月末までとする。ただし、任期が満了する10日前までに第6条第1項に規定する消費生活サポーター辞退届の提出がない限り、翌年度も更新するものとする。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、サポーターが次の事項に該当すると認めた場合には、認定を取り消し、登録者情報を削除するものとする。

- (1) 長野県消費生活サポーター設置要領に反する行為があった場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反する行為があった場合
- (3) 3年以上継続してサポーターとしての活動実績がない場合
- (4) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、サポーターとして不適切な行為があった場合

(活動報告書の提出)

第9条 サポーターは、当該年度終了後、活動内容について消費生活サポーター活動報告書(様式7)を作成し、翌年度4月末までに知事に提出するものとする。

(報酬)

第10条 第2条に掲げるサポーターの活動に係る報酬は、原則無報酬とする。ただし、講演等における交通費、講師謝金等については、この限りではないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 知事は、長野県個人情報保護条例(平成3年3月14日条例第2号)に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長は、この要領により知り得た個人情報については、第2条に掲げる活動(第2条1項4号は除く。)に係る目的以外に利用してはならない。また、第2条に掲げる活動(第2条1項4号は除く。)及び第4条1項に係る県への提出に係る目的以外に第三者に提供してはならない。

3 サポーターが居住する市町村及び勤務先等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 サポーターは、活動の中で知り得た秘密や個人情報をサポーターの任期期間中及び

登録者情報の抹消後においても、本人の承諾なく、開示、漏えい、利用してはならない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。